

諮問（情）第 59 号

答 申

第 1 審査会の結論

特定の建築物（以下「本件物件」という。）に係る現地調査関係文書の公文書公開請求に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 1 日付けで、諮問庁に対し、同年 5 月 11 日の市民からの申出を受けて諮問庁が行った本件物件の現地調査に係る内容が分かる文書に関して、公文書公開請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、本件調査に係る経過が記された文書及び調査写真（以下「本件文書」という。）を特定し、平成 30 年 6 月 15 日付けで原決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成 30 年 6 月 29 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨**1 審査請求の趣旨**

原決定を取り消し、原決定において非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求める。

2 審査請求の理由

6 枚の本件文書中、5 枚全てが黒塗りされており、これでは情報公開とはいえない。条例のあり方を改めるよう求める。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件非公開部分

- (1) 本件調査に係る経過が記された文書中、次の部分
 - ア 建築物所有者等の個人の氏名及び電話番号に係る部分
 - イ 調査申出内容及び違反の有無並びに申出人、所有者等との具体的な聴取及び対応内容に係る部分
- (2) 本件調査写真中、次の部分
 - ア 建築物内部の具体的状況が分かる部分
 - イ 自動車のナンバーに係る部分

2 非公開とする理由

- (1) 上記 1 (1) ア及び(2) イについて

本件非公開部分のうち、個人の氏名及び電話番号並びに自動車のナンバーが記録された部分（以下「個人の氏名等に係る部分」という。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (2) 上記 1 (1) イ及び(2) アについて

本件文書は、建築物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）違反の有無及びその内容の調査に当たり作成されたものであり、所有者等とのやり取り及び当該所有者等の任意の協力を得て聴取し、又は、確認した内容が具体的に記録されている。

本件非公開部分のうち、調査申出内容及び違反の有無、申出人、所有者等との具体的な聴取及び対応内容並びに建築物内部の具体的状況が記録された部分（以下「聴取内容等に係る部分」という。）は、公にすることにより、所有者等との信頼関係が損なわれ、今後の任意の情報提供や協力が得られなくなる等、建築物等に対する監察行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第 7 条第 5 号オに定める非公開情報に該当する。

また、聴取内容等に係る部分には、建築物内部の写真等、所有者等の生活状況や財産等が分かる情報が含まれており、当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当

しない。

以上により、当該部分は、条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 5 号オに定める非公開情報に該当する。

第 5 審査会の判断

1 本件文書について

諮問庁は、市民等から法違反に関する通報を受けた場合、現地調査を行って、通報に係る建築物の状況を把握するほか、必要に応じて建築物の所有者や占有者等から事情を聴取する等により法違反の有無を調査している。また、違反があった場合には、違反の程度、違反に至った事情、是正の意思等について調査し、所有者等に対して是正計画書の提出を求めるとともに、是正方法や是正期限等について指導を行い、速やかな是正を求めている。

本件文書は、本件調査について、諮問庁がその経過を記録した文書及び調査時に撮影した写真である。

2 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 5 号オの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張しているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）について

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する情報は、本号本文で規定する非公開情報から除くこととしている。

イ 条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）について

条例第 7 条第 5 号オは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の

性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

(2) 個人の氏名等に係る部分について

本件非公開部分のうち、個人の氏名等に係る部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

(3) 聴取内容等に係る部分について

当審査会において本件文書を見分したところ、諮問庁が本件物件の所有者等の任意の協力を得て聴取し、又は、確認した内容、諮問庁と当該所有者等とのやり取り、違反の有無等の調査結果等が具体的に記録されていた。

当該部分を公にすることにより、所有者等との信頼関係が損なわれ、今後の任意の情報提供や協力が得られなくなる等、建築物等に対する監察行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第 7 条第 5 号オに定める非公開情報に該当する。

また、聴取内容等に係る部分には、発言内容や建築物内部の調査写真等において、所有者等の生活状況や財産等が分かる情報が含まれていることが確認できた。当該情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

よって、本件非公開部分のうち、聴取内容等に係る部分については、条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 5 号オに定める非公開情報に該当することから、非公開が妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月 28日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理

平成30年 8月 31日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
平成30年 12月 19日 (第168回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成31年 1月 21日 (第169回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成31年 2月 18日 (第170回審査会)	審議
平成31年 2月 26日	答申